

## プロポーザルの技術提案書における視覚的表現について

本プロポーザルの基本的事項については、「実施要領 Ⅲ 技術提案書（二次審査）に関する事項 1 基本事項」において、記載されているとおり、調査、検討および設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。

技術提案書の視覚的表現については、国土交通省の示す表現例を求めます。

許容される表現の許容範囲を超えていると判断された場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点されますので、留意して技術提案書を作成してください。

国土交通省ホームページ